＜泉州東部農用地整備事業＞

この事業は泉州の東南部の山麓を切り開き、泉州基幹農道の整備と農地の基盤整備により、農業生産性の向上、農産物の安定供給を図ることを目的として緑資源機構が行っている事業で、平成 13 年度から工事に着手し平成 17 年度完工の予定でしたが現在も工事中です。事業費（百万円）及び進捗率は以下の通りです。

	全体事業費 (百万円)	内基幹 農道分	事業の 進捗率(%)
和泉市	14,803	10,546	67.4
岸和田市	3,583	2,688	84.0
貝塚市	5,541	5,192	94.5
泉南市	5,185	4,976	85.7
全体	29,700	23,402	78.3

農業の活性化は和泉市にとっても極めて重要な政策課題ですが、問題はこれに要する膨大な費用と道路整備及び畑地への転換による緑の喪失（環境破壊） です。

事業費は、上表にありますように 300 億円にも達する巨額です。和泉市分が約半分で、内農道分が 80%を占めています。

この事業がこのような巨額の事業費を使うにふさわしいものか極めて疑問です。農業の生産性を上げるための区画整理はそれなりに理解できますが、緑を削っての農地造成と新たな農道の建設は全く理解しがたいものです。特に基幹農道は大型バスが通れるような幅員 7mの全舗装の道路です。この基幹農道のそばを国道 170 号線が平行して走っています。この国道を使えば事足りるのに、敢えて農道を建設することは事業のための事業しとか考えられません。

更に、今回計画見直しで岸和田市が農道建設を断念したこともあって、農道は細切れにしか完成しません。もともと和泉市から泉南市等へ輸送するために建設されたものですが、細切れではこれが実現せず、旧来の道路を利用せざるを得ない状況で、無用の長物になりまねない道路に 230 億円も無駄遣いしたことになります。

平成 14 年度緑資源機構事業の再評価で、農道は次のような評価がされています。

農業用道路は、これまで不足していた都市部の南側を東西方向に結ぶ幹線道路であり、農畜産物の集出荷等流通の迅速化、合理化を可能とするとともに、農村の生活環境の向上、都市と農村との交流や都市近郊にある田園空間の利活用等の観点からも早期完成が望まれている。

何ともむなしい事です。

和泉市南部で緑を破壊する二つの公共工事

今大阪府和泉市で二つの大きな公共工事が進んでいます。何れも東部の山間を切り開いて緑を破壊する工事です。

その一つは槇尾川上流に設置される槇尾川ダムであり、もう一方は和泉市から泉南市までの南部山間部を切り開いて農地を作る泉州東部農用地整備事業です。

いずれの事業についても私は反対であり、治水のためにダムを作ろうとしているときに緑のダムともいうべき山を壊して、農地開発を行うことには全く理解できません。

	総事業費	進捗状況
槇尾川ダム工事	１２９億	平成 20 年本体着工を控え 20%弱
泉州東部農用地整備事業	２９７億	和泉市分に遅れがあるが 80%弱

無駄な公共工事を止められない補助金行政

この巨額の公共事業は国と大阪府の補助金で賄われています。和泉市の負担はダムについては全く無く、東部農用地整備事業では僅か 10%強です。自治体の負担が極端に少ないことから、地元に少しでも仕事が来ればとの思いもあって、この事業に賛成している市民の方も多いのでは無いかと思います。

しかし、国や府からの補助金でも結局は市民の税金です。貴重な税金が緑の破壊に無駄に使われることは何としても我慢が出来ません。コンクリートの巨大構造物は自然を破壊します。そしてその自然を回復するには気の遠くなる時間と費用が必要になります。

国と自治体は今借金まみれです。借金の総額は 800 兆円と途方もない金額となっています。国民一人当たり何と 700 万円弱です。和泉市は約 1000 億円の借金で、市民一人当たり 55 万円です。

いずれにしてもこの借金は自分たちの時代だけでは、到底払いきれません。次代の子ども達に膨大なツケを残して良いのでしょうか。

＜槇尾川ダム整備事業＞

先日水郷水都全国会議に参加された大熊先生（河川工学、新潟大学）がダム予定地を見られ、次のようなコメントを頂きました。

「ここはダムの必要のない川です。ダムのホームページでは、水を満々とたたえたダムのイメージ写真が表紙を飾っている。でも実際はそうならないだろう。すぐにダム上流では堆砂が始まる。堆砂は重ね布団のように積もると図式化されやすいが空論。現実は重いものが先に沈むので水辺に多くが堆積する。その真ん中を水が流れる。ダム下流は浸食が進む。いったん大雨となれば治水どころかダム上流もダム下流も氾濫するだろう。」

＜効果のないダムに何故 129 億円もの巨費を投入？＞

現在工事中の槇尾川ダムは、大津川流域の僅か３%強の流域しかカバー出来ないものです。この流域に雨が降ったときは有効でも、それ以外の 97%の流域に大雨が降ったときには何の効果もありません。如何に無駄なダムであるかが分かります。

現在の河川管理では総合治水が原則で、巨大コンクリート建造物であるダムのみで対応する時代ではありません。河川改修や遊水池などの総合した対応が必要とされています。

昨年淀川流域委員会は「原則建設中止」の提言を行いました。

このような提言を行ったのは自然環境への重大な悪影響やそもそもダムの必要性に多くの疑問があったものと思われます。

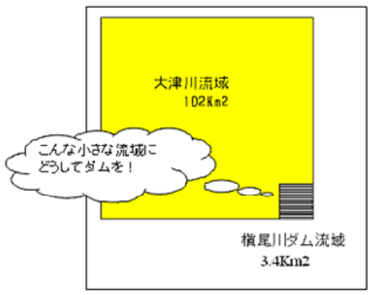

同時に昨今の財政が極度に疲弊していることもその背景となっていることを忘れてはなりません。この計画には既に当初計画の半分を超える１９００億円もの巨費が投下されており、中止されれば大半は無駄金となります。

この計画はかって事業評価監視委員会で審議した結果継続の判断が出ており、全く正反対の評価が下されたことになります。

更に、滋賀県東近江市の愛知（えち）川上流に農林水産省が計画している農業用ダム「永源寺第２ダム」の建設計画について、「計画の決定には極めて重大な瑕疵（かし）がある」として計画の取消の判決が大阪高裁でありました。

既存のダム計画が取り消されるのは、平成15年5月の川辺川ダム（熊本県）以来二例目です。

昌子の広場 第69報 小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員
小林昌子
和泉市緑ヶ丘 2-13-10
自宅 Tel (Fax)　0725-54-2626
事務所　Tel (Fax) 0725-53-4451
Email　masakokob@yahoo.co.jp
http://masako-hiroba.info/
ホームページもご覧下さい
yahoo の小林昌子で検索出来ます

目 次

・和泉市財政分析 (H17 年度決算から)　P1
・和泉府中駅前再開発を考える　P2-3
・昌子の広場　P4

和泉市財政分析（H17年度決算から）
和泉府中駅前再開発を考える

和泉市財政分析 (平成１７年度決算)

和泉市の類似団体との比較がホームページで公開されています。

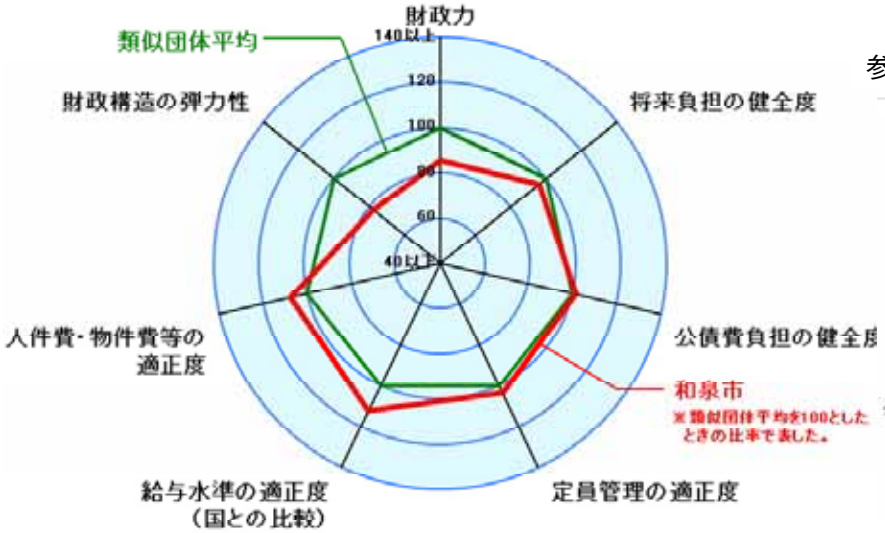

参考までに府内で財政基盤が良好な茨木市の場合

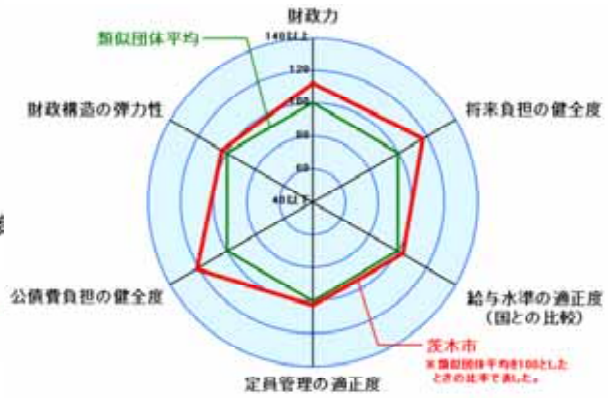

		和泉市	類似団体平均	類似団体内順位	評価
財政力	財政力指数	0.69	0.97	27/29	×
財政構造の弾力性	経常収支比率(%)	97.4	89.0	27/29	×
人件費・物件費の適正度	人口一人当たり人件費・物件費(円)	94,116	104,102	8/29	○
将来負担の健全度	人口一人当たり地方債残高(円)	301,905	268,718	22/29	×
公債費負担の健全度	実質公債費比率(%)	12.5	13.0	11/29	○
給与水準の適正度	ラスパイレス指数	97.4	99.9	5/29	○
定員管理の適正度	人口1000人当たりの職員数(人)	6.05	6.42	10/29	○

和泉市は、類似自治体に比べ財政基盤が大きく劣りますが、早期勧奨退職や職員給与カット等で人件費等については優位にあります。将来負担である地方債残高は類似自治体に比べ多く、今後控えている駅前再開発等の大型事業の影響が懸念されます。

平成 19 年度予算が成立

平成 19 年度予算が成立しました。この予算は企業業績の向上や税制改革の影響で市税が増加し、予算規模は拡大しています。

＜歳入の特徴＞

ここで比較した東京都多摩市は財政規模が和泉市とほぼ同じで、経常収支比率は 93.1%,基金残高は 100 億円を超え比較的健全な財政基盤を有している市です

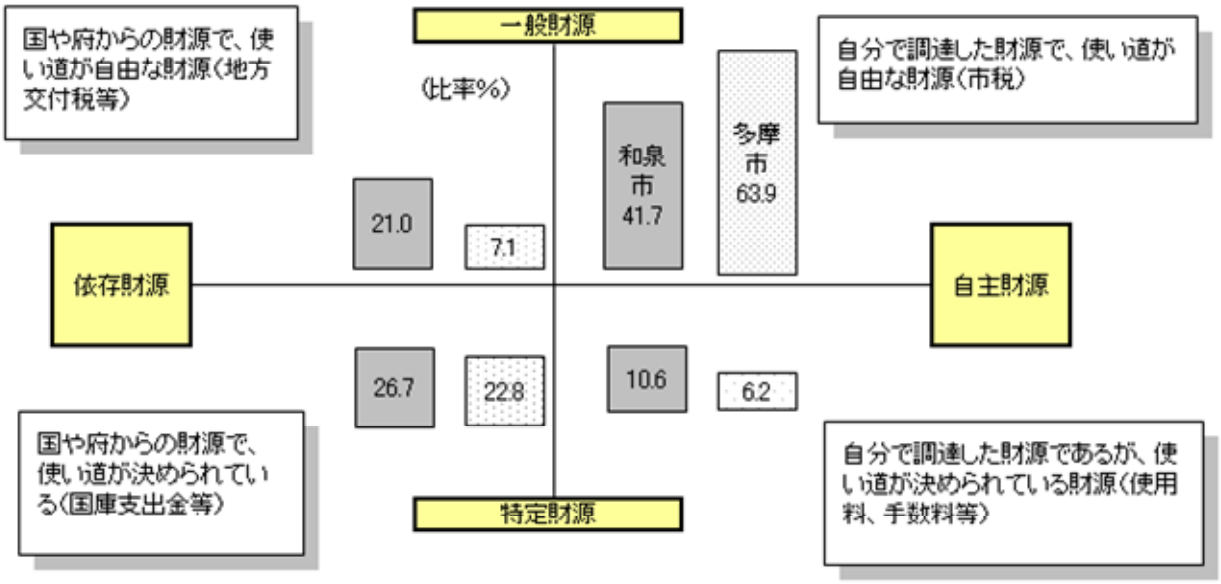

上図は、和泉市と東京都多摩市の 19 年度予算を比較したものです。

一般財源か特定財源かは、使い道が決まっている収入かどうか、自主財源か依存財源かは、自分で稼いだものか又は国や地方から頂いたものかの違いです。従って財政に弾力性があるか否かがこれで大まかに分かります。

右上のところが大きいほど弾力性が高いと言えます。即ち市税収入が多いかどうかです。和泉市はそれが約 4 割、それに比し財政的にゆとりがある多摩市は実に 6 割を超えています。税収が増加しているとはいえ和泉市の財政は決して盤石とは言えません。

＜市の予算を家計に例えたら＞

市の予算を、年間 500 万円の家計に例えたら、どのようになっているでしょう。

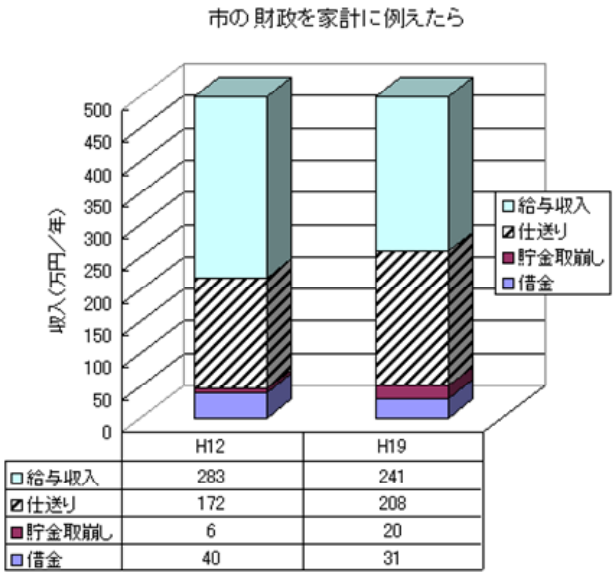

	H12	H19
給与収入	283	241
仕送り	172	208
貯金取崩し	6	20
借金	40	31

平成 12 年と比較したものです。

市税を中心とする給与収入は全体の約半分で、今回税収が増えたと言っても、H12 年から見れば、少なくなっています。それに比べ、国や府からの地方交付税等の仕送りが約 4 割もあり、自立した財政とはとても言えないものです。

新たな借金（地方債）は減少していますが、その分貯金（基金）の取り崩しが多くなっており、蓄えが年々少なくなっています。

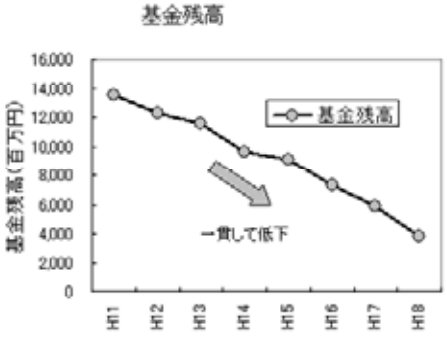

＜大阪府内市町村「倒産危険度ランキング」＞

	市町村名	倒産危険度	経常収支比率	順位	起債制限比率	順位	財政力指数	順位	純債務返済比率	順位
	夕張市	286.7	116.3		17.0		0.22		3.74	
1	泉佐野市	260.5	104.7	38	18.8	38	1.00	5	4.39	43
2	大阪市	251.9	103.6	36	15.9	36	0.86	10	4.27	41
3	交野市	247.4	98.4	26	15.3	26	0.69	27	4.37	42
4	摂津市	227.2	105.6	41	16.2	41	1.00	5	1.93	26
5	泉南市	226.8	100.2	31	13.5	31	0.78	17	2.94	39
6	岸和田市	224.2	97.6	23	13.5	23	0.62	35	2.68	36
7	高石市	224.2	106	42	10.1	42	0.95	8	3.29	40
8	四条畷市	222.4	104.3	37	9.7	37	0.62	35	2.66	35
9	千早赤阪村	215.8	101.9	35	12.8	35	0.43	43	1.01	6
10	守口市	215.3	104.7	38	11.1	38	0.82	13	2.03	31
11	泉大津市	213.2	95.1	12	11.8	12	0.75	21	2.85	37
12	池田市	210.7	100.7	32	12.2	32	0.93	9	2.12	34
13	羽曳野市	210.4	97.7	24	8.3	24	0.59	38	2.85	38
14	大阪狭山市	210.0	94.9	11	13.1	11	0.71	23	2.09	33
15	松原市	206.3	101.4	34	9.7	34	0.59	38	1.51	18
16	和泉市	206.2	98.8	28	10.0	28	0.70	25	2.06	32
17	阪南市	205.9	97.1	20	10.7	20	0.60	36	1.83	24
18	忠岡町	205.3	107.2	43	8.1	43	0.54	40	0.93	4
19	大東市	205.3	105.1	40	9.5	40	0.85	11	1.58	20
20	太子町	205.1	95.3	13	13.1	13	0.54	40	1.16	13
21	門真市	205.0	100.8	33	9.3	33	0.75	21	2.00	30
22	貝塚市	204.2	96.5	17	12.1	17	0.69	27	1.56	19
23	豊中市	203.8	96.9	19	12.6	19	0.96	7	1.99	29
24	堺市	203.6	95.5	14	11.9	14	0.77	18	1.92	25
25	八尾市	202.7	97.2	21	10.9	21	0.80	15	1.96	27
26	岬町	202.2	100.1	30	10.9	30	0.62	35	1.04	9
27	東大阪市	198.9	97.4	22	9.6	43	0.80	15	1.96	28
28	河内長野市	197.9	96.4	15	9.7	41	0.73	22	1.81	23
29	寝屋川市	194.4	96.8	18	8.5	40	0.68	28	1.66	21
30	枚方市	191.1	92.1	6	10.8	42	0.84	12	1.75	22
31	柏原市	187.3	98.7	27	6.3	38	0.63	31	1.25	15
32	箕面市	187.3	97.9	25	11.0	38	1.06	3	1.03	8
33	河南町	187.2	90	4	9.9	23	0.52	42	1.17	14
34	島本町	186.0	94.8	9	9.3	18	0.76	19	1.13	11
35	熊取町	184.7	93.5	8	8.7	35	0.67	29	1.15	12
36	藤井寺市	184.6	99.6	29	6.0	29	0.64	30	0.97	5
37	豊能町	174.0	92.3	7	5.6	30	0.62	35	1.12	10
38	富田林市	170.2	94.8	9	4.9	33	0.70	25	0.81	3
39	吹田市	169.6	96.4	15	7.5	11	1.09	2	0.72	2
40	高槻市	164.0	90.2	5	6.7	36	0.79	16	0.59	1
41	能勢町	163.9	88.7	3	3.8	18	0.53	41	1.02	7
42	茨木市	161.1	87.9	2	6.1	22	0.96	7	1.26	16
43	田尻町	82.3	69.2	1	7.0	24	3.01	1	1.48	17

＜各指標の順位は健全の順位＞

夕張市に見る自治体破綻
大阪府内自治体の破綻度を検証

左表の説明

●「倒産危険度」ランキング指数=経常収支比率の偏差値+起債制限比率の偏差値+純債務返済年数の偏差値+財政力指数の偏差値
府内４３市町村を母集団とした偏差値。総合的に見た財政状況の悪さを示す。各比率および指数は2004年度決算に基づく。
出所平成16年度市町村決算状況調
●経常収支比率(%)=経常経費充当一般財源÷経常一般財源総額
財政運営の健全性を測る指標で、70～80%が適正値である。100%を超えると危機的な状況である。この比率が高いほど、財政のやり繰りが苦しく、新たな事業を行なう余力がないことを示す。
●起債制限比率
国に肩代わりしてもらえない借金の元本や利息の支払いがどれくらい財政を圧迫しているかを示す。15%を超えると警戒水域。20%を超えると起債の一部が制限され、30%を超えると起債できなくなる。
●純債務返済年数(年)=｛地方債現在高一積立金現在高+債務負担行為額)÷標準財政規模
地方債残高に債務負担行為額(後年度に支払わねばならない債務、つまりツケ)を加え、貯金である積立金を引いた額である純債務が、自治体にとって財政規模を示す標準財政規模の何倍かをを示す。財政に対する債務の大きさを表す。
●財政力指数
この指数が大きいほど税収が豊かである。小さいほど税収不足の度合いが大きいことになる。1より大きい場合、その自治体の標準的な収入額が標準的な需要額を上回っている。1より小さい自治体、つまり税収が不足する自治体に需要額と収入額の差額分が普通交付税として国から分配される。

北海道夕張市が財政破綻しました

その１。どうして破綻に至ったのか

夕張市は 632 億円もの債務を抱えて破綻しました。かって人口 12 万の炭鉱都市として栄えたが、炭坑閉山後観光開発に地域の再生をかけたが失敗、借金はみるみるふくらんでいきました。税収は 10 億円、実にこの 60 倍にもかかる借金はどうして返済していくのでしょうか。自治体の借金である地方債は基本的に国の許可が必要です。このような巨額の借金が積み上がったのは一時借入金と特別会計との資金の操作がこのような粉飾決算を許しました。しかしながら H16 年度決算では僅かではありますが、534 千円の黒字（実質収支）を計上していました。このような事態に対応し、政府は新たな自治体の破産法制の検討に乗り出しました。

銀行貸し出しや地方債に債務免除を認める、破綻を未然に防ぐため健全度を測る新指標を導入等が柱で、いまの財政再建団体制度は未然防止策がなく、破綻基準も甘いと判断。民間並みの厳しい財務改革を迫るものです。

その２．破綻の影響は余りにも大きい

夕張市は厳しい財政再建計画を策定しましたが、今回決まった議員や特別職の報酬等の削減は誠に厳しい物です。

	夕張市		和泉市
	現状	削減後	
市長報酬	86.2 万円	43.1 万円	99 万円
議員報酬	31.2 万円	24 万円	60 万円
議員定数	18 名	11 名	26 名

現在和泉市でも町会連合会から報酬や定数削減の要求が出ていますが、全く比較にならない物です。

ところで和泉市は大丈夫なのでしょうか

その１。大阪府内全体では

週間ダイヤモンド社は、全国の市の「倒産危険度」ランキングを特集しています。ここには町村のデータが無く、府内全ての自治体のランキングが出ていませんので、同様の方法で独自に計算してまとめたのが左の表です。

倒産危険度はあくまで相対的なレベルを表す物で、絶対的なレベルを示す物ではありません。

夕張市を参考までに掲載しましたが、問題となっている一時借入金などを除いても、府内でワーストワンの泉佐野市を大きく上回った倒産危険度となっています。

府内の自治体ではかねてより財政が厳しいと言われている各市は軒並み上位に入っています。H16 年度の実質収支が赤字となっている自治体（守口市 10 位、泉佐野市 1 位、羽曳野市 13 位、四条畷市 8 位）は軒並み上位に入っています。

断トツで良いのが関空関連で税収の豊かな田尻町で桁外れの安定度を示しています。

その２。和泉市はどうか

和泉市は府内全体では 16 位と半分よりやや上（危険性大）の位置にあります。夕張市で問題となった一時借入金はなく、今後財政健全化計画が予定通り進行すれば、破綻の危険性は少ないと言えるでしょう。

どうなる市民病院

自治体病院の現況

全国の自治体病院の経営は極めて厳しい状況が続いています。2/3の病院が赤字で、全体では 1430 億円もの赤字を出しています。累積欠損は 1 兆 7820 億円にも達し、今年度中に 2 兆円を超えることは避けられないと言われています。この累積欠損は自治体では最早面倒が見られないことを表し、いずれは住民に負担がのし掛かります。病床利用率の向上等による医療施設の有効活用、職員の弾力的な配置による定員管理の適正化、医薬品使用効率の向上等による経費の適正化等が自治体病院の健全化に必要とされています。一部では看護師等の職員の給与レベルが民間から見て高く、この解決無くして健全化は達成できないとの指摘もあります。
医師の確保は、専門医志向、都市志向、勤務医の過酷な勤務体制、更に平成 16 年から開始された新医師臨床研修制度による大学医局の医師派遣機能の低下等により、相当に困難な状況にあり、地域病院の経営に大きな影響を与えています。

市民病院の実態は

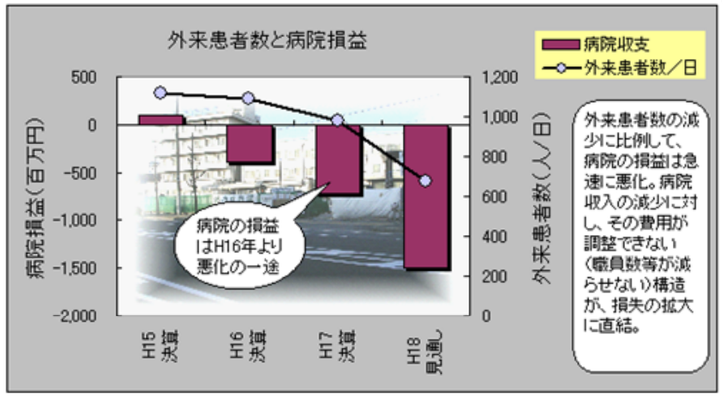

平成 16 年度から病院の損益は赤字に転落し、その赤字は毎年増加の一途です。当然の事ですが外来患者数の減少が病院の収益に直接結びついています。
外来患者数は平成 15 年度をピークに減少に転じていますが、医師の数が減少しているのとほぼ同じ動きをしています。

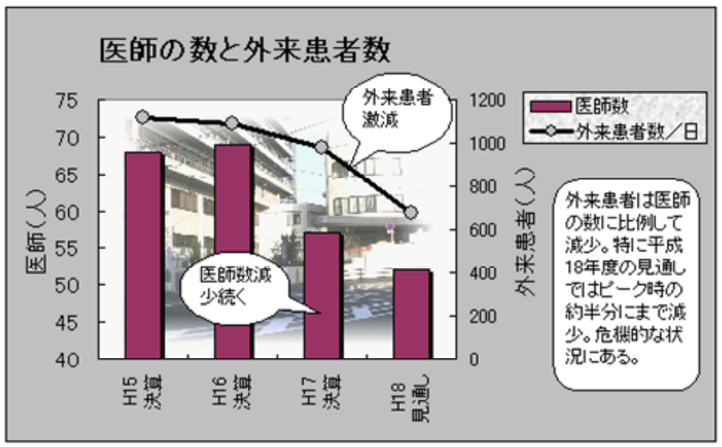

全国レベルと比較したら

		全国レベル	和泉市立病院 H18見通し	和泉市立病院 H17決算	病院経営面からの評価
医療費用に占める職員給与比率		47.6	69.3	53.4	×
一床あたりの繰入金（千円）		2,130	2,354	2691	○
給与（万円/年）	医師	1,245	1,125		○
	看護師	486	612		×
	准看護師	573			
患者一人当たりの料金収入（円）	入院	34,021	39,205	40,994	○
	外来	9,089	7,603	7,509	×
	平均	18,195			
病床利用率		80.3	61.2	79.5	×
経常収支比率		96.7	76.6	88.3	×
累積欠損金（千円）		33,686	5,348,602		×

病床利用率は全国レベルと比べ大幅に低い。累積欠損金も 53 億円にも達する。看護師の給与水準が高く、患者数が減少しているにも拘わらず、職員数は減っていない事から、医療費用に占める職員給与比率は全国レベルと比べ大幅に高い。経常収支比率（定常的に必要な経費がどの程度医療収入で賄えるかの比率）は 76%で、極めて劣位。

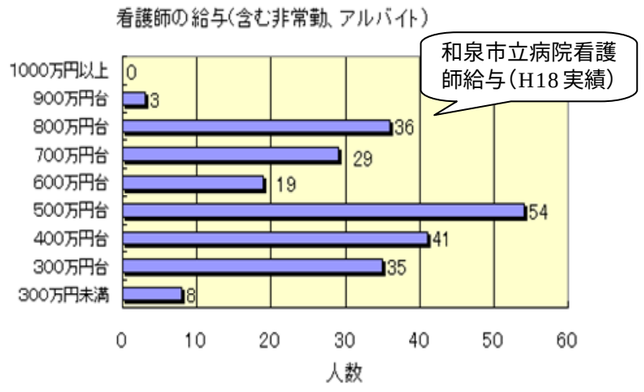

和泉市立病院の看護師の年収は民間病院と比べて相対的に高いと言われている。しかしながら、病院の改革は看護師の協力が無くては成り立たない。看護師を副院長に登用する等、看護師が病院の運営に積極的な参加が出来るような体制が必要であることは、多くの自治体病院の改革を行った識者が共通して指摘している。年収に見合った仕事が出来る環境の整備が病院の改革には是非とも必要である。

市民病院に対する市民の声

・勤務している先生は、昼食も取らず頑張っているがいつまで続けられるのか。
・行っても診てくれない。他の病院に行きなさいと言われる。
・大きな赤字を出しているようだけど、大丈夫なの。
・信頼していた先生が開業医になったので、時間をかけてそこに行っている。
・入院の時、民間では到底していただけない手厚い看護をして頂いた。
・病状が安定したとかで、間もなく別の病院に移らないといけない。やっと落ち着いたのに病気が治るまで、市民病院で診て貰えないのか。
・赤字で税金を投入せざるを得ないような病院はいっその事止めてしまえば。岸和田でも泉大津でも堺市でもその市立病院が使える。

近くの富田林市の病院でも

医師が相次いで退職する富田林病院＝大阪府富田林市で、仙波理撮影

医師不足 内科も外科も
都市部でも休止続々

朝日新聞 07.02.17 より

病院の危機は和泉市の市民病院だけの問題ではありません。近くの富田林市の済生会富田林病院でも同じような問題が起きています。昨年 4 月に産婦人科の診療を中止したのに続き、最近では内科医の転出が相次ぎ、診療の危機に立たされています。医師の十分な補充が見込めず、残った医師に過重な負担がかかり、医療事故でもあれば訴訟のリスクを抱えるなどの事情があるようですが、和泉市でも同じ状況です。忠岡町の公立病院は岸和田市民病院と統合再編するため閉鎖に追い込まれています。自治体病院の危機は続きます。

オンブズ和泉が住民監査請求

互助会退会給付金制度廃止
不当に税金で積み立てた繰越金は
職員に返還するのでなく市民に返還を！

＜住民監査請求とは＞
住民が自分の住む自治体の長や職員による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得や契約の締結、公金の賦課・徴収を怠る事実などがあると認めたとき、監査委員に監査を求め、その行為の防止や是正、損害補填などの必要な措置を求めるものです。

H16年度退会給付金支給例

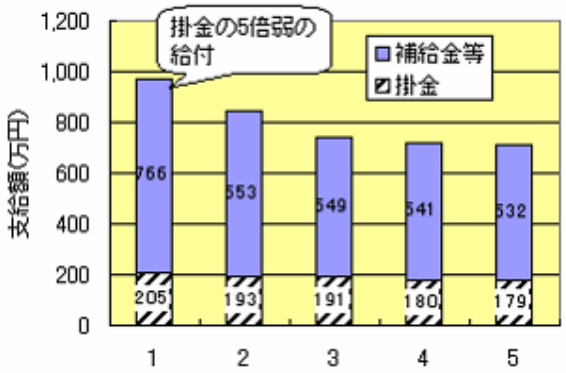

掛金の5倍にものぼる給付は
実質給与にあたり違法
大阪高裁判決や各地の国税当局が指摘

昨年11月退会給付金制度を廃止
700億円弱の積立金が残る

職員に600億円
自治体に100億円返還

互助会の収入と支出　（単位億円）

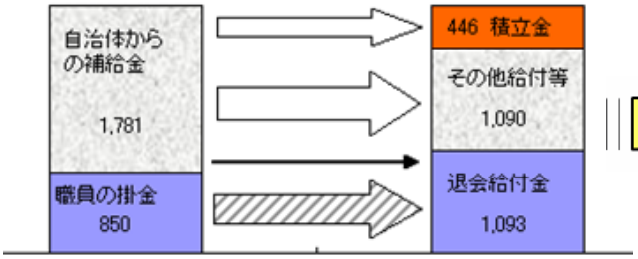

H16 年度末まで
生業資金を含まず

●ヤミ退職金と見られる退会給付金に公費が投入されることは違法
●職員の掛金を超える退会給付金が支給
●残存する積立金は公費の投入分

生業資金を含め上記700億円の積立金は全て自治体に返還すべき

互助会問題への取組

●公金投入を見直す議員の会結成、互助会の廃止を要求（H17.2）
●和泉市に互助会への補給金の支出を違法として住民監査請求（H17.4）
●和泉市監査結果で監査委員の一人は違法の判断（H17.6）
●監査結果を不服として住民訴訟（H17.7）
●互助会事業検討委員会の答申。退会給付金に公費投入を否定（H17.9）
●退会給付金廃止（H17.11）
●互助会会員及び自治体に積立金の返還（H17.12,H18.1）
●自治体への返還が不当として住民監査請求（H18.1）～今回～

朝日新聞が報道

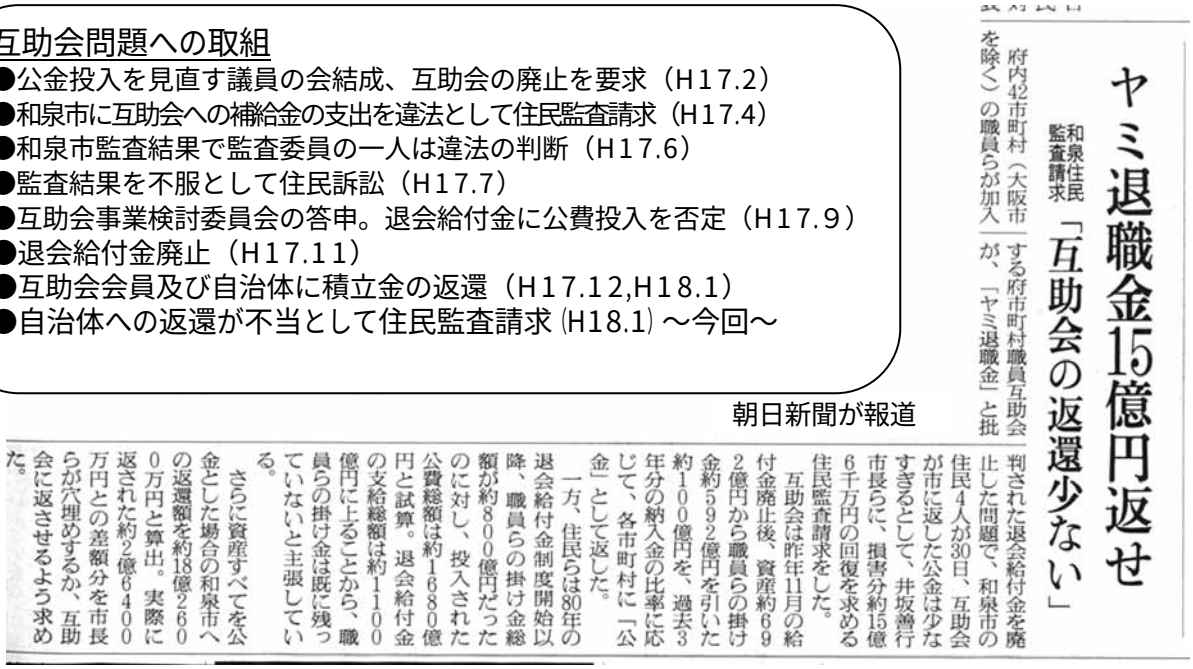

ヤミ退職金15億円返せ

和泉住民監査請求「互助会の返還少ない」

府内42市町村（大阪市を除く）の職員らが加入する府市町村職員互助会が、「ヤミ退職金」と批判された退会給付金を廃止した問題で、和泉市の住民4人が30日、互助会が市に返した公金は少なすぎるとして、井坂善行市長らに、損害分約15億6千万円の回復を求める住民監査請求をした。

互助会は昨年11月の給付金廃止後、資産約692億円から職員らの掛け金約592億円を引いた約100億円を、過去3年分の納入金の比率に応じて、各市町村に「公金」として返した。

一方、住民らは80年の退会給付金制度開始以降、職員らの掛け金総額が約800億円だったのに対し、投入された公費総額は約1680億円と試算。退会給付金の支給総額は約1100億円に上ることから、職員らの掛け金は既に残っていないと主張している。

さらに資産すべてを公金とした場合の和泉市への返還額を約18億2600万円と算出。実際に返された約2億6400万円との差額分を市長らが穴埋めするか、互助会に返させるよう求めた。

必要なのか議員への訃報提供 市民が住民監査請求

●議員が何故葬儀に参加？

地域の議員や懇意にしている議員が葬儀に参列するのはともかく、全く面識の無い議員が葬儀に参列されて違和感を持たれた方はおられませんか。どうして葬儀の日や場所が分かったのか、何の為の参列か疑問を持たれた方も多いと思います。
市に火葬の届けをするときに市民課の担当者が葬儀の情報を公開することを認めるか否かを聞かれませんでしたか。公開に合意した人の葬儀情報は議会事務局が市民課で情報を得て、それが議員等に FAX で通知される仕組みが出来ています。
（私はこれに疑問に持って、市の関係者以外の訃報の受取を辞退しています。）

●このことは個人情報保護に違反しないの？

和泉市には個人情報保護条例が制定されています。それには収集した個人情報は収集した目的以外には利用できない事になっています。今回の場合は火葬の手続きが収集の目的です。議員への訃報提供はこの目的に当たらないため、目的外利用で許されていません。
但し目的外利用が出来る条件があって、今回の場合は本人の同意があること、目的外で利用しても利用された個人に特別の不利益は無いとの事でこれが許されています。ところが本人の同意といっても本人は亡くなって同意できる筈もなく、不利益は無いと言っても死亡情報がどんな形で（例えば遺産相続などで）出てくるかも知れません。

●目的外で利用するにはその目的に相当の理由が無ければなりません

内閣府の HP に個人情報の目的外利用で次のように言っています。

個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要です。また、本人の利益や社会公共の利益のために、保有個人情報の利用目的以外に利用･提供することが要請される場合もあります。保護法では、このような場合には、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報を利用することの有用性を比較衡量し、例外的に利用目的以外の利用･提供を行うことができる。

即ち目的外で利用するにはそれ相当の理由が無ければならず、議員の葬儀参列の為は相当の理由とはなり得ません

●議員への訃報提供は役所の仕事なの

個人情報保護上も問題ですが、これを考えないでも議員への訃報提供は役所の仕事なのでしょうか。和泉市は現在財政健全化計画を実行中で、事務事業の見直しを積極的に進めなければならない時です。この様なときに議員の個人的な都合のために役所の人の手間と通信費を使うことが許されるのでしょうか。
金額は少ないかも知れませんが“千畳 の堤も蟻のひと穴から”の例えもあります。小さな事からでも改革していくことが必要と考えます。
地方自治法では

地方自治法第 2 条第 14 項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」

とされており、この様な効果の無い仕事は行えないことになっています。

●他の市町村ではどうなっているの？

他の市の議員に意見を聞いてみました。
厳しい指摘を頂いた意見を数点紹介します。
＜N 市＞
住民の訃報ファックスを議員に送ってくるとは！びっくり仰天ですね。
当市では議員への訃報通知は自治功労者と元議員、部長級職員親族など、ファックスで会派代表者に議会事務局からお知らせが来ます。
＜O 市＞
当議会では、市民の死亡情報は流されません。
議員規約にある範囲「現・元議員、課長職以上の職員」の通知だけです。市民情報を伝えるところがあるのですか・・・マメですね。
＜K 町＞
すごいですね！やっぱり、いろんな自治体があるものですねえ！
当町のような、田舎町でも、これはありません。
議員に連絡が来るのは、町有功者（３期以上した元議員・町３役など）のみです。

昌子のちょっと一言

個人情報保護条例を国に先駆けて作っておきながら、お膝元の議会でこの様な事が行われているのは極めて遺憾です。情報公開や民主的な議会運営など透明性のある進んだ点が多くある反面、この様な前時代的な事も残っているのが和泉市です。

昌子の広場 第58報 小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員
小林昌子
和泉市緑ヶ丘 2-13-10
自宅 Tel (Fax) 0725-54-2626
事務所 Tel (Fax) 0725-53-4451
Email masakokob@yahoo.co.jp
http://masako-hiroba.info/
ホームページもご覧下さい
yahoo の小林昌子で検索出来ます

目 次

・文化財保護事業用地について住民監査請求　P1-2
・戸塚駅西口再開発事業を視察　P3
・議員への訃報提供、昌子の広場　P4

6億円の評価損を抱える文化財保護事業用地について住民監査請求
戸塚西口駅前再開発を視察

６億円の評価損をかかえる文化財保護事業用地について住民監査請求

和泉市
5億円含み損どちらに
池上曽根遺跡内の土地
「府依頼で買った」
9年前取得、地価下落
大阪府
「事実確認できぬ」
朝日新聞
栄泉不動産

単位千円

取得価格	期間利子	帳簿価格	実勢価格	損失
841,029	55,026	896,055	313,609	-582,446

平成9年に取得したこの土地は、バブル崩壊に伴う土地価格の下落で、平成16年度末の実勢価格は約1/3に低下し、6億近くの評価損を抱えています。又池上曽根遺跡の展示センター計画も現在は宙に浮いており、利用計画のない塩漬け土地となっています。
更に問題なのはこの土地は和泉市の事業用地でなく、大阪府の事業用地であることです。大阪府の事業で和泉市が損失を被る筋合いはありません。
和泉市は大阪府の依頼で取得したと言っていますが、大阪府はこれを買い戻す気は更々無い状態で、現在駐車場としてムダに使われています。

大阪府と交わした確認書では、買上時期は遅くとも H12 年度末とされています。それをとっくに過ぎているのに買い上げないことは不当であるとして、市長に対し早期に売却することを求めて住民監査請求をおこしました。売却が遅れれば遅れるほど、土地の値下がりや金利負担で和泉市の損失が増えてしまいます。

住民監査請求とは？
住民が自分の住む自治体の長や職員による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得や契約の締結、公金の賦課・徴収を怠る事実などがあると認めたとき、これらを証明する書類を添えて、監査委員に監査を求め、その行為の防止や是正、損害補填などの必要な措置を求めるものです。

昌子のちょっと一言

この土地は大阪府に代わって、和泉市が先行取得したとされていますが、大阪府とのやりとりが極めて不透明で、その結果買上などの処理が遅れているものです。
和泉市の姿勢は府に対するある種のひけめとも見られますが、主張すべきは堂々と主張すべきと考えます。

文化財保護用地の先行取得問題とは

大阪府に代わって 8 億円もの巨費を投じて和泉市の土地開発公社が問題の土地を取得しました。しかし約束した期日を過ぎているにも拘わらず、大阪府は財政上の理由でこれを一向に買い戻す気がなく、地価の値下がりで約 6 億円の損失を抱えているものです。

大阪府とのやりとりは全て口約束で、関連書類は一切無いと和泉市と大阪府が言っていましたが、その確認書が突然見つかったり、買い戻し条件が簿価で買い戻して貰うといっていたのが、時価での買い戻しとなっていたりと、極めて不透明な土地取得です。

大阪府に情報公開を請求し、その開示の直前に確認書が和泉市でも見つかったことは極めて不自然です。

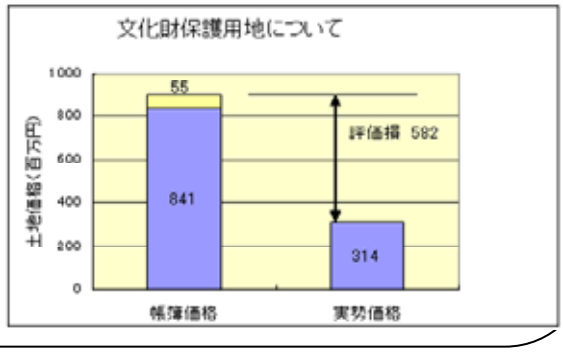

＜この問題の経緯＞

- **H8**　H8 年度予算に土地買い上げに伴う債務負担行為を予算計上
- **H8.3**　大阪府と確認書締結
- **H9.3**　土地開発公社当該土地購入
- **H12**　大阪府の買い上げ時期が到来したが買い上げは実行されず
- **H12 以降**　大阪府に買い上げ要望
大阪府は財源問題でこれを拒否
駐車場として利用
- **H16.6**　当該土地について一般質問
大阪府との土地取引は全て口約束
買い上げ価格は帳簿価格と　答弁
- **H17.6**　土地開発公社の決算審議で質問
その折も確認書の存在は答弁なし
- **H17.7**　大阪府に当該土地取引に関する和泉市との協議内容を情報公開請求
- **H17.8.2**　確認書の存在を認める
買い上げ価格は実勢価格と判明
- **H18.5.25**　住民監査請求

抱える問題は３点

①なぜ損失覚悟で大阪府に代わって取得したのか？

確認書を交わした平成 8 年当時は毎年２０%近くも地価が下がっており、実勢価格での買上となると、和泉市が大きな損失をかぶる可能性が高かった。大阪市の事業用地を何故この様なリスクを犯して取得したのか。

②当時の市長他関係者の責任

確認書の存在を失念し、帳簿価格での買上と勝手に認識し、大阪府に強く買上を迫らなかった結果、和泉市に巨額の損失を与えた。

③確認書の発見後の府への対応

確認書発見後の和泉市の大阪府への対応は従前と変わらず。府の対応も変化が無い。

前記①、②は不当行為で損害賠償の責があるが、現時点では和泉市の損失が確定していないので、監査請求は出来ない。

今回は③について住民監査請求をおこす。

（平成18年）5月26日（金曜日）

和泉市購入 4500平方メートルの土地

府 買い戻し不履行

オンブズが市に監査請求 地価3分の1に

和泉市が9年前、将来府に買い戻してもらう条件で土地を購入したのに、府が買い戻すと約束した2000年度末以降もそのままとなり、地価下落で市の含み損が拡大しているとして、市民団体「オンブズ和泉」（小林洋一代表）が、井坂善行市長に売却を求める住民監査請求を申し立てた。

弥生時代の史跡・池上遺跡（同市池上町）の一部根古谷遺跡（同市根古谷）など約4400平方メートルの土地。

府、市によると、府は、遺跡の出土品を展示する施設をこの土地に建設する計画だったが、現地で宅地開発の動きを察知。00年度末をめどに、実勢価格を下回る価格で市の含み損が拡大していた問題を受け、取得した土地を府側に買い戻すよう求めている問題で、和泉市の市民団体「オンブズ和泉」（小林洋一代表）は20日、井坂善行市長に対して「早期に府に買い上げさせるべく、法的措置も含めて早期買い戻しを求める住民監査請求を申し立てた。

監査請求は、遺跡内土地問題を調査し、府に買い戻しを求めるよう井坂市長に求めるもの。

現在の実勢価格は今年3月末で約2億7000万円。市側の利子負担は約束の履行を求める責任がある」と話している。

監査請求を伝える各紙

昌子のちょっと一言

この土地を本当に取得しないといけなかったのかも大きな疑問点です。この土地が住宅地として開発される計画があるとして、これを阻止するため先行取得したと言っていますが、毎年２０%近くも土地が値下がりする状況で民間業者が住宅地として取得するでしょうか。少し待てばもっと安い値段で買えるわけですから。更にこの土地の周辺は出土品など多く発見されていることから、開発に当たっては調査に時間と費用を要し簡単には住宅地に出来ない特殊事情もあります。

昌子の広場 第66報 小林昌子議会報告

和和泉市無所属市民派
小林昌子
和泉市緑ヶ丘 2-13-10
自宅 Tel（Fax） 0725-54-2626
事務所 Tel（Fax）0725-53-4451
Email masakokob@yahoo.co.jp
http://masako-hiroba.info/
ホームページもご覧下さい
yahoo の小林昌子で検索出来ます

目 次

・会派代表者会議の会議録結論のみに（情報公開審査会の答申に従わず） P1-2
・非常勤職員と任期付き職員制度 P3
・税金の正しい使い方を求めて、昌子の広場 P4

会派代表者会議の会議録結論のみに（情報公開審査会の答申に従わず）非常勤職員と任期付き職員制度

情報公開審査会の意見に従わず代表者会議の会議録結論のみに！

いきさつは以下の様なものです。（情報公開を請求した方から情報を頂いています。）

市民から会派代表者会議議事録の情報公開請求(06.06.02)

↓

議会は次の理由で非公開の決定（06.06.15）
・代表者会議は秘密会の扱い
・会議録を公開すると議員の率直な意見交換が出来ない

↓

市民は非公開を不服として異議申し立て(06.07.07)

↓

議会は会議録を逐語記録式から結論のみに変更(時期不詳)

↓

審査会の答申(06.10.23)
・会議録は議員名を除いて全て公開すべきである
・議会の議論は公開が原則であり、会議録を結論のみにしたのは、審議過程の省略であり好ましくない
・代表者会議が曖昧な機関である事がこの様な問題を起こす一因と考えられので、位置付けを明文化すべき

これに対して議会は

①会議録は公開する
②会議録は結論のみにする
③制度は現状のままとする
②、③は審査会の意見には従わないとの結論

この結論は審査会の二つの意見に従わず、議会の透明性を自ら否定し、市民への説明責任を放棄したものと考えざるを得ません。

①会議録について

会議録を従来の逐語記録式から結論のみに変更したのは、事務の簡素化といっていますが、そもそも結論のみ記載とした代表者会議の議事録は見あたりません。誰がいつこの様に決定したのか明確ではありません。会議録の情報公開請求があったことから、今後を見越して変更した可能性が大です。そうでなければ長い間逐語記録式で会議録を作って来て何ら問題が無かったのに突然これを変更する理由がありません。

審査会はこの件で次のような意見を答申しています。

「議会の議論は本来公開すべきであり、意思形成過程を住民と共有することに意味があるといえるのであるから、当該記録方法では不適切であり、審議過程が明らかになるような記録を作成する必要があると認めるものである。」

即ち市民への説明責任からして、結論のみの会議録は

次頁に続く

好ましくないと指摘したものです。ちなみにこの結論のみとは

平成 18 年 4 月 26 日に開催された代表者会議（主たる議題：市民の訃報情報を議員に提供する件に関する住民監査請求への対応）の会議録は

【結果】監査結果をふまえ、今後対応していく。

たった 1 行のものです。

これでは、何を議論しどのような審議の結果、この結論に至ったか全く分かりません。会議録の体をなしていません。

何故審議会の意見に従わず、結論のみに拘るのか

今回の異議申し立てに対し、議会は会議録を公開しない理由の一つとして「これを公開すると率直な意見交換が出来ない」と主張していました。これが結論のみに拘る理由と思います。

しかしこれについても審査会は

「そもそも市民の代表者である議員は、代表者であるがゆえに本来公開の場で意見を述べて議会の意思形成にたずさわり、もって市民の付託に応えることが求められているのであり、実際本会議等では公開の場での意見交換が行われている。したがって、公開を前提にしたとき今後自由かつ率直な意見交換が全く不可能になるとの実施機関の主張は、議会制の本質上到底受け入れる事は出来ない。」

と明確に否定しています。

②代表者会議のありかたについて

審査会は、代表者会議のあり方について次の様な答申を出しています。

「情報公開条例を制定しその実施機関となった以上は、過去からの慣例どおりで良しとしてはならないのであって、議会における議論は、市政の付託者である市民の目の前で行われるべきということを基本として、開かれた会議の形を検討することが求められているのではないかと考える。　(中略)

また、実施機関が本件非公開決定を行った背景には、会派代表者会議について設置運営の根拠規程がなく、あいまいな機関となっていることが一因となっているとみられるところ、このことは情報公開の精神からみても、また、法治主義の観点からみても、問題があるので公的な機関であることを前提としてその位置付けを明文化することが望ましい。」

即ち、開かれた議会を旨とし、制度のあり方をこの機会に検討すべきとしたものです。

しかしこれについても、何らの検討もすることなく従来の運営方法を踏襲するとしたものです。

議会は意見を受け入れない理由を明らかにすべきです。

審査会がこの意見をつけたのは、情報公開条例第 14 条第 2 項に基づいたものです。それには

２　審査会は、前項の規定に関する審査のほか、情報の公開に関する重要事項について、実施機関に対し意見を述べることが出来る。

とあり、審査会は代表者会議のありかたについて、情報公開上重要な問題として意見を述べたものです。

更に、第 13 条第 3 項には

3　実施機関は、第 1 項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに決定又は裁定を行わなければならない。

とあり、同じくその解釈に

「これを尊重して」とは、審査会の答申に法的に拘束されるものではないが、審査会設置の趣旨から、審査会の答申を最大限に尊重しなければならないとするものである。

とあり、これからいうと、特段の事情が無い限り、法的にはともかく答申に従うのが情報公開制度に審査会を設置した意味であると考えます。

この様な趣旨に反し、答申を尊重しないのであれば、何故その様な結論になったのかを明らかにすることが、市民への説明責任を果たすことであり、且つ審査会への礼儀でもあると考えます。

私は、この件で議会運営委員会で議論する事を求めましたが、代表者会議で議論すべき事項であるとして取り上げられませんでした。議会の透明性が要請されているときに代表者会議でこの様な結論に至ったことは誠に残念です。

東京都多摩市の代表者会議は、非公式の会議であるにも拘わらず、余程のことが無い限り会議を公開しています。多摩市に確認したところ、市長の収賄事件があり、この件での代表者会議が公開されないことに対して市民が強く抗議し、その結果公開することが決まったようです。

和泉市でも多くの市民の方のご支持を得ながら、今後会議録の作成と会議そのものの公開に向けて努力していきます。